

市・都民税、所得税の申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。

期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談(無料)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対象者を限定して実施します。対象となる方には、税務署から案内状が送付されます。案内状をお持ちでない方が相談を希望される場合は、立川税務署の申告書作成会場をご利用ください。詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へお問い合わせください。

申告書の作成・提出会場

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書を作成・提出できます。公共交通機関でご来場ください。

◇期日 2月1日(火)～3月15日(火)の平日、2月20日(日)・27日(日)

◇時間

*相談 午前9時～午後5時

(受け付けは午前8時30分～午後4時)

*申告書の提出 午前8時30分～午後5時

※密集を防ぐため、入場整理券を事前に国税庁公式LINEアカウントで発行するほか、当日分を立川地方合同庁舎1階で配布します。

※混雑時は、早めに受け付けを終了することがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎

◇持ち物 確定申告に必要な書類、マイナンバーカード(通知カードと、運転免許証など本人確認できる書類でも可)

所得税の還付について

給与所得などのある方で、令和3年中に次のような理由で源泉徴収額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

*住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した

*多額の医療費を支払った

*寄附金・義援金を支払った

*年の途中で退職した

*令和3年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている など

◎医療費控除について

令和2年分以降は、医療費などの領収書の提出では控除を受けることができません。明細書を作成して添付してください。

◎ふるさと納税のワンストップ

特例制度について

ワンストップ特例制度を申請した方が、医療費控除などのために確定申告を行う場合、ワンストップ特例制度は適用されなくなります。通常の寄附金控除と同様に申告をしてください。

郵送での提出はご利用へ

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署

※申告書の「控」が必要な方は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

オンラインで申告書の作成

国税庁のホームページ内の確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。作成後は、オ

ンラインで送信するか、印刷して税務署へ提出してください。

なお、令和3年度から、次のとおり、更に便利になりました。

*パソコンで申告する際、IC

カードリーダーライタの代わりに、スマートフォンでマイナンバーカードの読み取りがで

きる

*源泉徴収票をスマートフォンで撮影すると、申告書の該当項目に自動入力される

*スマートフォンで、特定口座

年間報告書などを入力できる
☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

税制改正のお知らせ

◎住宅ローン控除の特例を延長

控除期間を13年間とする特例措置について、一定の期間(注文住宅は令和2年10月～3年9月、分譲住宅などは2年12月～3年11月)に契約した場合、入居期限が令和4年12月31日までに延長されます。

延長後の期限の要件を満たす方が合計所得金額1000万円以下の場合、床面積要件が40㎡以上に緩和されます。

◎セルフメディケーション税制を見直し

対象となる医薬品を見直し、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限が令和8年12月31日まで延長されます。

なお、確定申告は令和4年分から、市・都民税は5年度から適用されます。

◎子育てに関して国や地方自治体

が実施する助成などを非課税に
対象となる助成は、子育てに関する次のようなサービスや施設の利用率です。

*ベビーシッター

*認可外保育施設など

*一時預かり・病児保育などの子どもを預ける施設

※この助成と一体として行われる助成(生活援助・家事支援、副食費、交通費など)も対象となります。

☆詳しくは、市民税係へ。